

# 公会計関連三法案について

## ■ 法案作成・提出の経緯

国・地方で不正経理が横行。その最大の原因である政官の馴れ合い体質を打破するには、政権交代を実現し、官僚を中心とする国の統治機構を根底から改めなければならないが、予算の適正な執行の確保、財政の民主化の向上等の観点から、公会計に関する法制度として早急に改革を行うべき事項を法案化。

## ■ 三法案のポイント

### 1. 会計検査院法改正案

【目的】会計検査院の独立性向上、検査業務の透明性向上、会計検査院の権限拡充等を図り、公正・中立な会計検査を確保し、会計検査の機能を強化

【主な改正項目】

- 検査官の任命資格につき、省庁など必要的検査対象機関の地位に就いたことがある者を原則除外
- 検査官の定年の引上げ←優秀な人材の任期途中での退官という事態を避ける
- 実地検査した事項と結果の検査報告への掲記を義務化←相手省庁が了解しないと検査報告書には記載しないという不文律があるとも言われているため、検査結果の情報開示を強化
- 不当事項等への対処に関する検査と検査報告への掲記（フォローアップ）の義務化等
- 懲戒処分要求に関する主観的要件を「故意又は重過失」から「故意又は過失」に拡大←国の会計事務を処理する職員の不適切な事務処理を抑止する
- 何人も会計検査院に違法又は不当な事実を申し出て措置を要請できるようにする

### 2. 予責法改正案

【目的】予算執行職員の責任の強化による不正経理へのけん制（抑止力の強化）

【主な改正項目】

- 予算執行職員の弁償責任における主観的要件を「故意又は重大な過失」から「故意又は過失」に拡大←予算執行職員の弁償責任を厳格化
- 会計検査院が行う予算執行職員の弁償責任の検定に係る除斥期間（3年）を削除←予算執行職員の弁償責任を追及することができる場合の拡大
- 会計検査院による予算執行職員に係る懲戒処分要求の義務化

### 3. 公会計法案

【目的】国の財政に関する政府の国民への説明責任（アカウンタビリティ）の十分な履行  
適正な予算編成・効率的な行政の推進（PDCAサイクルの向上）

【内容】一般会計も含め、発生主義・複式簿記による国の財務書類等の作成及び国会への提出等による国の財務情報の開示等を義務化